

苫小牧市ふるさと納税推進業務委託提案書作成要領

1 業務名

苫小牧市ふるさと納税推進業務委託

2 企画提案書等の提出

参加意向書の提出後、プロポーザル提案資格確認結果通知により提案資格を有すると認められた者は、次に掲げる書類を添えて提案書（第9号様式）を提出すること。

(1) 添付書類

① 会社概要（任意様式）

次の各項目を記載すること。

- ・所在地
- ・資本金等
- ・設立時期
- ・従業員数

※本事業の実施に当たり、共同企業体または協力企業等がある場合は、その企業等についても記載すること。

② 企画提案書（A4版任意様式、縦・横いずれも可、A3折り込み可、片面刷り）

企画提案書の作成にあたっては、以下の内容に留意すること。

ア 業務内容の理解度

仕様書に定められた業務内容を実施するための実施方針及び具体的な運営について記載すること。

イ 課題抽出及び課題解決に向けた方策の妥当性

本市のふるさと納税の寄附受入状況を踏まえ、本市が抱える課題について明確に記載し、解決に向けた方策について記載すること。また、目標とする寄附金額を記載すること。なお、提案内容や実現可能性などを総合的に評価するため、提示した目標金額の多寡により評価しない。

ウ 実施方針の実現性

実施方針の実現にあたり、具体的な取組について詳細に記載すること。

エ 返礼品の新規開拓

返礼品の充実を図るため、新たな返礼品の開拓について、具体的な取組内容を記載すること。

オ 各種広告の取組

寄附額増につながる有効な広告について、実績等を踏まえた効果を含めて記載すること。

カ 独自提案

仕様書に定める各業務のほか、内容を充実するアイデア等があれば、自由に提案すること。

キ 業務実績

過去5年間に実施した同種業務の受託実績及び寄附額実績について具体的に記載すること。また、令和5年10月18日時点で受託している同種業務の自治体数

についても記載すること。

ク 管理体制

仕様書に定められた業務内容を実施するための管理体制について記載すること。

ケ 人員体制

業務を実施する上での人員体制について記載すること。

コ システムの利便性

寄附者対応、返礼品の発注・発送について、どのようなシステムを用いて、どのように管理を行うか具体的に記載すること。

サ システムの障害発生時の対応

システム障害の発生時、寄附情報や配送情報等、データのバックアップ体制のほか、復旧に係る対応について記載すること。

シ 情報管理

寄附情報及び特定個人情報（マイナンバー）を適正に取り扱うための方策について記載すること。

ス ワンストップ特例申請受付業務の流れ

受注者がワンストップ申請を寄附者から受領し、受付、審査、システム登録等の一連の手続きについて、流れがわかるようにフロー図で示すこと。

③ 業務実施体制図（任意様式）

ア 本業務に係る人員体制及び配置予定者を記載すること。

イ 統括責任者及び業務担当者の氏名、役職、経験年数、実績を記載すること。

ウ 業務の一部について再委託を予定している場合は、その業務範囲及び再委託先を記載すること。なお、業務の主たる部分の再委託は認めない。

④ 見積書（指定様式）

見積金額には、税抜きで記載すること。

※送料については、想定額を記載すること。

(2) 提出部数

- ① 正本 1部（代表者印があるもの）
- ② 複写 10部
- ③ 電子媒体 1部（CD-R等）

(3) 提出期限 令和5年12月15日（金）午後5時15分まで

（郵送の場合は、令和5年12月15日（金）必着とする。）

(4) 提出場所 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市総合政策部政策推進室政策推進課（担当者：林川、奈良）

電話：0144-32-6039

(5) 提出方法 持参又は郵送による。（郵送の場合は簡易書留又は書留とすること。）

3 提案書作成にあたっての留意事項

- (1) 業務内容の詳細は、企画提案書に記載された内容を基本とするが、事業内容の詳細については、プロポーザル後、受託者と委託者が協議の上で決定するものとする。
- (2) 専門的な知識を有しないものでも理解できるよう、分かりやすい表現とすること。

4 その他

- (1) 企画提案に係る経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 期間提案書が提出期限までに提出されない場合は、企画提案の参加の意思がないものとみなす。また、企画提案ヒアリングに出席しない場合についても、同様に企画提案の参加の意思がないものとみなす。
- (4) 選定委員会は非公開とする。
- (5) 提出された参加意向書及び企画提案書については、本業務のプロポーザル以外の目的に使用しないものとする。
- (6) 提出期限以降における企画提案書及び添付書類の差し替え、追加等は認めない。
- (7) 提案書の提出は、1事業者につき1案とする。
- (8) 全ての提出書類は返却しない。